

広島高速道路公社概算数量発注方式試行要領

(令和5年7月19日 企画調査部長通達)

(目的)

第1条 この要領は、広島高速道路公社契約細則に基づき、速やかな事業執行に向けた発注事務の省力化のため、広島高速道路公社が発注する建設工事のうち、概算数量発注方式による発注に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 概算数量発注方式とは、詳細な図面及び数量計算等を省略し、一般図等工事にかかる概略が把握できる図面及び概数による発注を行うものをいう。

(対象)

第3条 速やかな事業執行に向け、詳細設計完了前に発注する工事を対象とする。

(発注方法)

第4条 概算数量発注方式においては、以下により、十分な条件明示を行った上で適切に予定価格が算出可能な積算方法により発注する。

(1) 発注時における概算数量発注方式の明示

以下の書類等において、概算数量発注方式の適用対象工事である旨を明示する。

① 公告文

公告文について、概算数量発注方式の適用対象工事である旨を記載する。

② 特記仕様書

特記仕様書について、概算数量発注方式の適用対象工事である旨を記載する。

③ 施工条件明示チェックリスト

施工条件明示チェックリストについて、「概算数量発注」であること及び詳細設計完了時期を記載する。

④ 設計書

設計書について、概算数量で積算していることを表紙に記載するとともに、備考欄には概算数量により積算を行っている項目であることを記載する。

⑤ 発注図面

発注図面について、概算数量発注方式の対象とする構造物等は一般図のみを提示し、概算数量とした項目を図中等に記載する。

(2) 積算方法

次の方法により予定価格の算出を行う。

① 設計数量

積算に用いる設計数量は、予備設計成果の数量や詳細設計において段階的にと

りまとめた数量、公社における施工実績等から算出した数量とする。

また、契約後に大幅な内容変更や架設工法等の変更を生じさせることのないよう、構造計算や架設工法等の検討を行うこととする。

② 材料単価及び施工歩掛

詳細設計未了のため見積徴収ができない材料単価や施工歩掛については、以下により定める。なお、詳細設計完了後の変更契約においては、必要な見積を徴取した上で積算を行うこととする。

(ア) 材料単価：同種材料において標準的な仕様を定め、物価資料により単価を設定すること。これによりがたい場合は、過去の発注工事で使用した単価を基に、単価を設定することも可能とする。

(イ) 施工歩掛：過去の発注工事で使用した同種工事の歩掛を準用することを基本とする。他団体、協会等の作成した歩掛がある場合は、妥当性を確認した上で使用することも可能とする。

③ 仮設構造物

当初契約は詳細設計が未了の段階で発注となるため、当初設計における設計の考え方や施工条件等を詳細に明示することとする。

(契約変更)

第5条 当該工事に係る詳細設計が完了した段階で、速やかに詳細設計成果を受注者に提示し契約変更を行う。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じ別に定める。

附 則

この通達は、令和5年7月19日から施行する。